

誓 約 書

当法人は、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）に道路交通法第51条の8第3項第2号イからホ

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ハ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

沖 縄 県 公 安 委 員 会 殿

年 月 日

（主たる事業所の所在地）

市 丁目 番 号
（名称）

（代表者の氏名）

印

誓 約 書

当法人は、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）に道路交通法第51条の8第3項第2号イからホ

- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ハ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
- ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

沖 縄 県 公 安 委 員 会 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(主たる事業所の所在地)
〇〇市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号
(名 称)
株式会社 〇 〇 〇 〇
(代 表 者 の 氏 名)
取締役 〇 〇 〇 〇 印